

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>（信託契約締結時の交付書面の記載事項）</p> <p>第十五条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第十九条第一項第十二号において同じ。）にあつては、当初信託元本額</p> <p>2～8 （略）</p> <p>（信託財産状況報告書の記載事項等）</p> <p>第十九条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 信託契約締結の時に、特定寄附信託の要件を満たす信託契約にあつては、計算期間中における信託財産からの寄附金額、寄附先の名称及び寄附年月日</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>（信託契約締結時の交付書面の記載事項）</p> <p>第十五条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（信託財産状況報告書の記載事項等）</p> <p>第十九条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項本文に規定する信託財産状況報告書（以下この条において「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2～6 （略）</p>